

株式会社海外交通・都市開発事業支援機構法新旧対照条文

一 租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）（抄）（附則第五条関係）	．．．．．	1
二 株式会社海外交通・都市開発事業支援機構法（平成二十六年法律第 号）（抄）（附則第六条関係）	．．．．．	2

○ 租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（産業再生委員会等の委員の登記に係る課税の特例）            第八十四条の六（略）            257（略）</p> <p>8 株式会社海外交通・都市開発事業支援機構の登記に係る登録免許税については、登録免許税法別表第一第二十四号（一）カ中「若しくは特別取締役」とあるのは、「特別取締役若しくは株式会社海外交通・都市開発事業支援機構法（平成二十六年法律第 号）第二十一条第一項（登記）の委員」とする。</p>	<p>（産業再生委員会等の委員の登記に係る課税の特例）            第八十四条の六（略）            257（略）            （新設）</p>

改正案	現行
<p>（定款の記載又は記録事項）</p> <p>第八条（略）</p> <p>2 機構の定款には、次に掲げる事項を記載し、又は記録してはならない。</p> <p>一 監査等委員会又は会社法第二条第十二号に規定する指名委員会等を置く旨</p> <p>二（略）</p> <p>（設立時取締役及び設立時監査役の選任及び解任）</p> <p>第十一条 会社法第三十八条第一項に規定する設立時取締役及び同条第三項第二号に規定する設立時監査役の選任及び解任は、国土交通大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。</p>	<p>（定款の記載又は記録事項）</p> <p>第八条（略）</p> <p>2 機構の定款には、次に掲げる事項を記載し、又は記録してはならない。</p> <p>一 会社法第二条第十二号に規定する委員会を置く旨</p> <p>二（略）</p> <p>（設立時取締役及び設立時監査役の選任及び解任）</p> <p>第十一条 会社法第三十八条第一項に規定する設立時取締役及び同条第二項第二号に規定する設立時監査役の選任及び解任は、国土交通大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。</p>